平成 27 年２月５日

各　　位

上 場 会 社 名　SBI ライフリビング株式会社
（コード番号：8998　東証マザーズ）
本 社 所 在 地　東京都渋谷区道玄坂一丁目 14 番６号
代　　表　　者　代 表 取 締 役 社 長　相 原 志 保
問　合　せ　先　執 行 役 員 財 務 部 長　圖 子 田 健
TEL（03）5456-8666（代表）

臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、平成 27 年２月５日開催の取締役会において、平成 27 年４月に開催予定の当社の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）及び当社普通株式を有する株主を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といい、本臨時株主総会と本種類株主総会を併せて「本株主総会」といいます。）の招集のための基準日設定について、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

１．本株主総会に係る基準日等について

当社は、本株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、平成 27 年２月 24 日（火曜日）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本株主総会において議決権を行使することができる株主と定めることを決議し、以下のとおり当該基準日に関する公告（以下「本基準日設定公告」といいます。）をいたします。

（１）　基準日　　平成 27 年２月 24 日（火曜日）
（２）　公告日　　平成 27 年２月９日（月曜日）
（３）　公告方法 電子公告（当社ホームページに掲載いたします。）
http://www.sbi-lifeliving.co.jp/ir/materials/images/koukoku150210.pdf

２．本株主総会の日程・付議議案等について

当社は、本日現在において、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第２条第 13 号に規定する種類株式発行会社ではありませんが、平成 26 年 12 月 11 日付で公表いたしました「株式会社ＬＬホールディングスによる当社株券等に対する公開買付けの実施及び応募推奨に関するお知らせ」に記載のとおり、株式会社ＬＬホールディングスの要請により、本臨時株主総会を開催し、本臨時株主総会において、①当社が会社法の規定する種類株式発行会社となるために当社において普通株式と

は別個の種類の株式を発行できる旨の定款一部変更を行うこと、②当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第 108 条第１項第７号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付す旨の定款一部変更を行うこと、及び③全部取得条項が付された当社普通株式の全て（但し、当社が有する自己株式を除きます。）の取得と引換えに別個の種類の当社株式を交付すること等の議案を付議する予定です。

本臨時株主総会において上記①の議案に対するご承認をいただき、上記①の定款一部変更の効力が発生しますと、当社は会社法の規定する種類株式発行会社となりますので、上記②の定款一部変更の効力を生じさせるためには、会社法第 111 条第２項第１号に基づき、本臨時株主総会における上記②の承認に係る決議に加えて、本種類株主総会の決議が必要となります。

そこで、当社は本臨時株主総会と併せて本種類株主総会を開催することを予定しており、上記のとおり、本臨時株主総会のほか、本種類株主総会において議決権を行使することができる株主を定めるための基準日を設定いたしました。

なお、本株主総会の開催日時及び開催場所並びに付議議案の詳細等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

以上

＊＊

〈本リリースに関するお問い合わせ〉
ＳＢＩライフリビング株式会社 管理本部　財務部 03-5456-8666